

別表第7（第15条関係）

第1

固定資産明細表

無形固定資産（その他の無形固定資産）			
無形固定資産（交換機ソフトウェア）			
工具、器具及び備品			
車両			
機械及び装置			
構築物			
共通用土地			
共通用建物			
監視設備（伝送無線機械）			
監視設備（市内線路）			
監視設備（市外線路）			
監視設備（中継交換機）			
監視設備（加入者交換機）			
監視設備（総合監視）			
機械室土地			
機械室建物			
電力設備（可搬型発動発電機）			
電力設備（小規模局用電源装置）			
電力設備（発電装置）			
電力設備（受電装置）			
電力設備（蓄電池）			
電力設備（交流無停電電源装置）			
電力設備（直流変換電源装置）			
電力設備（整流装置）			
空調設備			
信号用中継交換機			
中継交換回線収容装置			
加入者交換回線収容装置			
アナログ・デジタル回線共通部			
アナログ局内回線収容部			
総合デジタル通信局内回線終端装置			
電線共同溝			
中継系とう道			
加入系とう道			
中継系共同溝			
加入系共同溝			
中継系中口径管路			
加入系中口径管路			

中継系管路		
加入系管路		
中継系電柱		
加入系電柱		
海底光ケーブル		
中継系光ケーブル		
加入系光ケーブル		
メタルケーブル		
クロック供給装置		
衛星通信設備		
無線鉄塔		
無線アンテナ		
無線伝送装置		
海底中間中継伝送装置		
中間中継伝送装置		
伝送装置		
中継交換機		
警察消防用回線集約装置		
消防警察トランク		
光ケーブル成端架		
加入者系半固定バス伝送装置		
主配線盤		
加入者交換機		
局設置簡易遠隔収容装置		
局設置遠隔収容		
き線点遠隔収容装置	定額法	定率法
	正味固定資産価額	

端末系伝送路設備
端末系伝送路設備(アナログ電話用設備に係るものに限る)
端末系伝送路設備(第一種公衆電話機に係るものに限る)
加入者交換機
加入者交換機に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの
加入者交換機に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの(アナログ電話用設備に係るものに限る)
加入者交換機に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの(第一種公衆電話機に係るものに限る)
中継交換機
中継系伝送路設備等であって、加入者交換機と中継交換機との間に設置されるもの及び中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの
信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
公衆電話機

(記載上の注意)

各欄には、定額法及び定率法によるものの別に正味固定資産価額を記載すること。